

## 開発行為許可通知書

第2号

住 所 高松市上林町 30 番地 8  
氏名又は名称 アイラックホーム株式会社  
及び代表者名 代表取締役 増元浩二

令和7年5月30日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により許可する。

令和7年8月18日

さぬき市長 大 山 茂 樹



### 許可の内容

|                |                                                                        |
|----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 開発区域に含まれる地域の名称 | さぬき市志度字花池尻 2469 番 1、2470 番、2471 番、2472 番 5、2473 番 1、2545 番 1 及び地先農道・水路 |
| 開発区域の面積        | 5395.33 m <sup>2</sup>                                                 |
| 予定建築物等の用途      | 一戸建ての住宅 17 棟                                                           |

### 許可の条件

- ・裏面の「開発許可標識」を必ず掲示すること。
- ・別紙各課の意見等を順守のこと。
- ・工事完了届出書提出時に工事施行状況報告書（工事写真等）を添付すること。

#### (付 記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、さぬき市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 5 また、都市計画法第51条第1項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできません。



開発行為に関する一般的注意

- 1 この許可は、都市計画法に基づくものであり、他の法令（農地法、自然公園法、都市公園法、文化財保護法、森林法、風致地区条例等）による規制がある場合は、それらの許可を受けてから工事に着手すること。
- 2 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、都市計画法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。（都市計画法第37条）
- 3 許可の日から5か月以内に工事に着手しないときは、許可を取り消すことがある。
- 4 工事中の防災対策、特に流排水の措置、騒音の防止、交通の安全、防じん等の対策については、事前に関係者とも協議してその方法を定め、また工事の現場責任者を明確にして、適切な措置を講じること。
- 5 別添の「施工状況写真の撮影要領」により、施工状況の写真を撮影しておくこと。
- 6 許可内容を変更しようとするときは、必ず事前協議を行った上で必要な手続を行うこと。
- 7 工事現場には、見やすい場所に次の「開発許可標識」を工事完了検査のある日まで掲示すること。

開発許可標識

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 開発区域に含まれる<br>地域の名 称 |                 |
| 開発区域の面積             |                 |
| 開発許可を受けた者の住所及び氏名    |                 |
| 開発許可の年月日及び番号        | 年 月 日 第 号       |
| 工事施行者の住所及び氏名        |                 |
| 工事現場管理者の氏名          |                 |
| 工事予定期間              | 年 月 日から 年 月 日まで |

注1 開発許可標識の大きさは、縦60センチメートル以上、横90センチメートル以上とします。  
2 「開発許可を受けた者の住所及び氏名」欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。



(別紙)

|       |                                                            |                                                                                                                                                   |
|-------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請地   | さぬき市志度字花池尻2469番1、2470番、2471番、2472番5、2473番1、2545番1及び地先農道・水路 |                                                                                                                                                   |
| 用 途   | 一戸建ての住宅17棟                                                 |                                                                                                                                                   |
| 関係所属名 | 担当者名                                                       | 条 件・意 見 等                                                                                                                                         |
| 建設課   | 渡辺                                                         | 支障なし。                                                                                                                                             |
| 下水道課  | 守山                                                         | ・下水道施設の設置については、別途申請の手続きを行うこと。また、開発行為後、市の検査を受けた下水道施設は、市に移管するものとする。<br>・市に移管した翌年度に受益者負担金を納入すること。                                                    |
| 都市整備課 | 脇谷                                                         | 公園については、区画分譲のうち半分以上の入居者があったのち、市に移管協議するものとし、移管前・移管後においても申請者において善良な維持管理を行うこと。また、入居者等に管理を委ねる場合は、売買契約に明記するなど理解を得ることとし、明記内容等を市に連絡すること。                 |
| 生活環境課 | 武田<br>山下                                                   | ・当該分譲宅地用地内にごみステーションを設置する場合は、設置場所等について事前に生活環境課と協議すること。<br>・施行工事が騒音規制法に定める特定建設作業に該当する場合は、必要な届出を行うとともに、工事に際しては、騒音・粉じん等周辺環境への対策に十分配慮すること              |
| 財産活用課 | 大谷                                                         | 開発区域に接する法定外財産（道路・水路）に影響が生じる箇所については、令和7年5月19日付で既に工事許可済みである。今後も、地元土地改良区、水利組合等の利害関係人と十分協議し、事業を実施すること。                                                |
| 生涯学習課 | 山本                                                         | 照会地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないが、南隣には「花池尻北遺跡」が所在している。このことから、協力区域的な範囲としての取り扱いが可能であれば、事前の試掘調査等についての協議をすること。また、工事中に土器等が発見された場合は、速やかにご連絡及び保護措置についての協議をすること。 |
| 農業委員会 | 山本                                                         | 令和7年6月19日付けで申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可申請書のとおり、周辺農地及び農業に支障のないよう注意すること。                                                                                |

※上記のほか、工事承認申請等に係る各種手続については、申請者において関係各課と協議及び手続をすること。また、進捗状況等により、変更が生ずる場合についても同様とする。